

第4回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成24年3月23日（金）9:00～11:00

場 所：経済産業省 第一特別会議室（本館17階）

議 題：（1）原子力損害賠償の進捗状況について（東京電力及びADRセンター）
（2）東京電力の原子力損害賠償における課題について
（3）その他

資 料：資料1 原子力損害賠償の進捗状況について（東京電力）
資料2 原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について（文部科学省）
資料3-1 中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況（東京電力）
資料3-2 「ご相談者からのご要望等」を踏まえた課題について（原賠機構）
資料3-3 中間指針で類型化されていない損害に対する賠償に関する対応方針について（資源エネルギー庁）
資料4 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第2次追補の概要（文部科学省）
資料5 中間指針第2次追補を踏まえた賠償を実施するにあたっての論点について（資源エネルギー庁）

参考1 第3回原子力損害賠償円滑化会議議事録

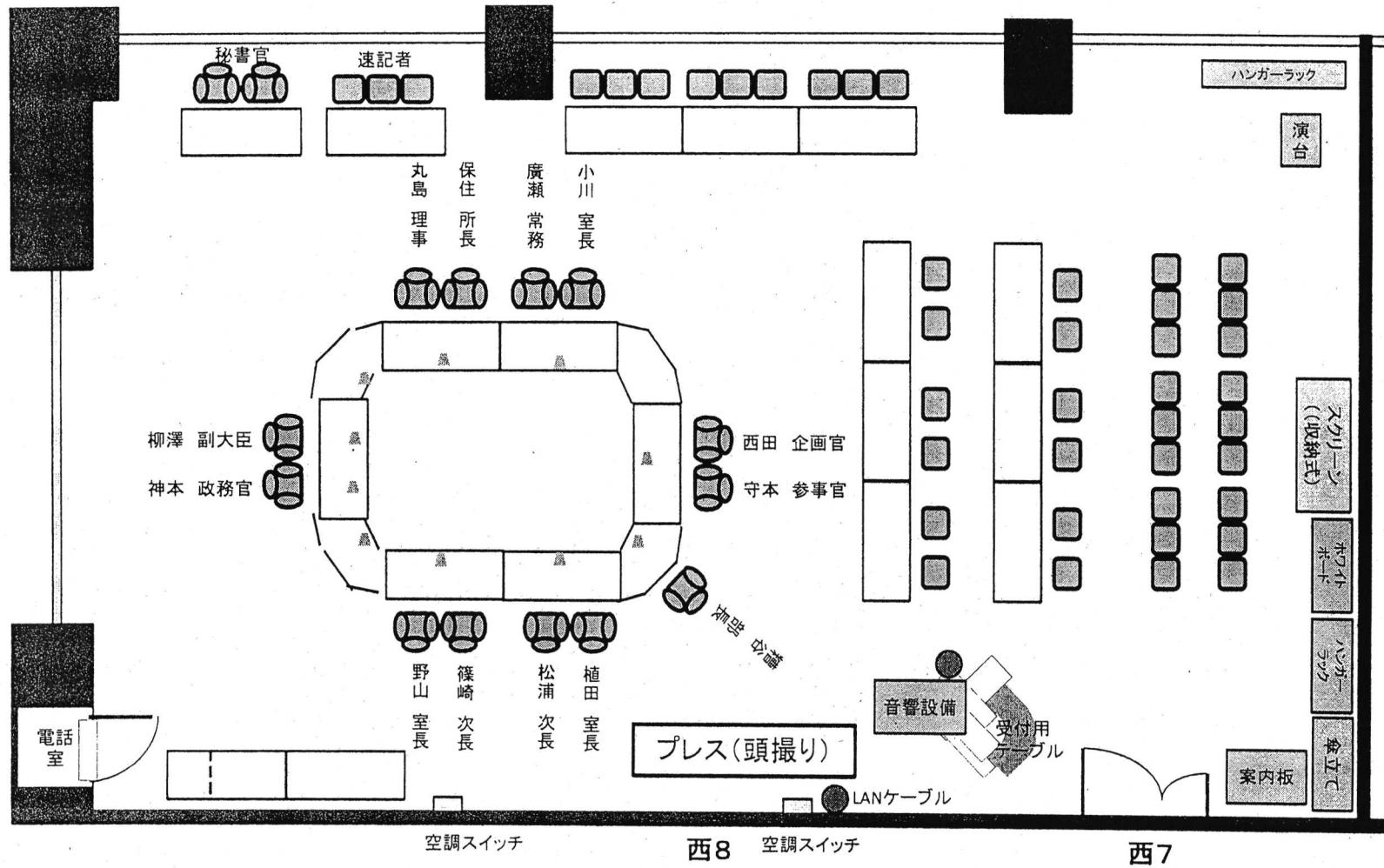
参考2 総括基準に関する決定

参考3 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第2次追補

第4回原子力損害賠償円滑化会議 座席表

日時:平成24年3月23日(金) 9:00~11:00

場所:経済産業省 本館17階 西7 第1特別会議室



原子力損害賠償の進捗状況について

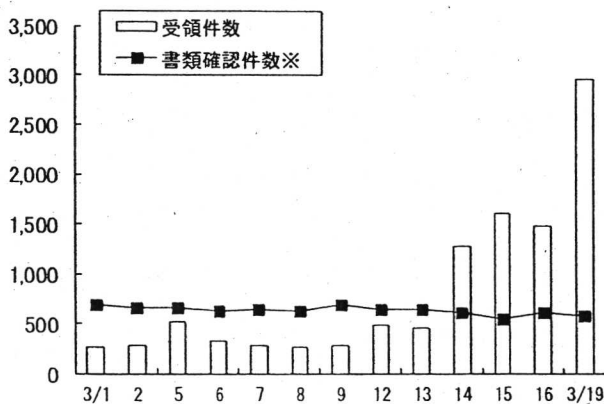
平成24年3月23日
東京電力株式会社

東京電力株式会社 H24.3

1. 請求書受領・確認状況〔自主的避難等を除く〕（3/19現在）

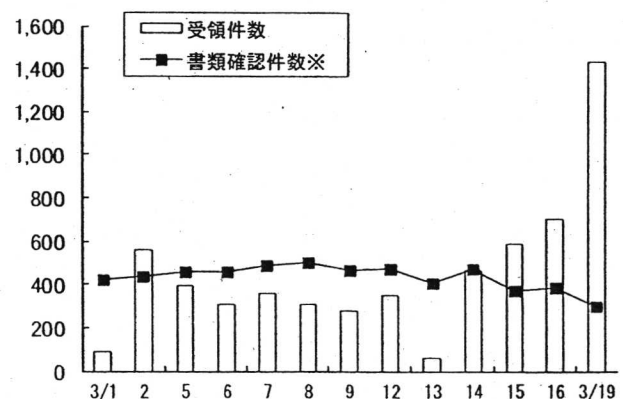
- 個人の方からの請求書について、現時点で想定される賠償対象世帯数（約63,800世帯）に対し、約45,600世帯（約71%）から受領
- 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数（目安：3週間以内を目途）
個人：約21日、法人：約14日、車両：約17日
- 合意書受領から支払いまでの日数（目安：1～2週間以内を目途）
個人：約7日、法人：約7日、車両：約7日

(件)



【個人(車両除く)】 3/19日の請求書が着回し済み

(件)



【法人(車両除く)】

※ご請求者さまに書類不備のご案内をしたものを含む

2. 請求書受領・確認状況〔自主的避難等〕（3/19現在）

本年3/9より受付を開始し、3/16から支払いを開始

ご送付	受付	確認	お支払い
ご請求者さまに郵送による請求書類のご送付	受領した請求書を受け付け、請求書到着後の開封、書類へのナンバリング、請求内容のシステム登録、請求書のPDFデータ化	ご請求内容をもとに、ご請求額等を確認 <i>※ 3000%</i>	ご請求者さまに対し、賠償金をお支払い
郵送送付累計 約589,000件	システム登録累計 約128,100件 〔郵送受領累計 約230,700件〕	書類確認中 約49,600件	支払済・手続中※ 約78,500件
	至近(3/14~19)の1日あたり請求書受領件数 約39,200件/日 <i>※ 処理 400件</i>	至近(3/14~19)の1日あたり書類確認件数 約17,400件/日 <i>※ 24000件/日 付対</i>	
		※ ご請求者さまからのご要請による請求撤回等を含む	

東京電力株式会社 H24.3

2

3. 合意書の返送状況〔自主的避難等を除く〕（3/19現在）

■ 合意書の発行件数(累計)

個人:約 57,800件、法人:約 30,800件

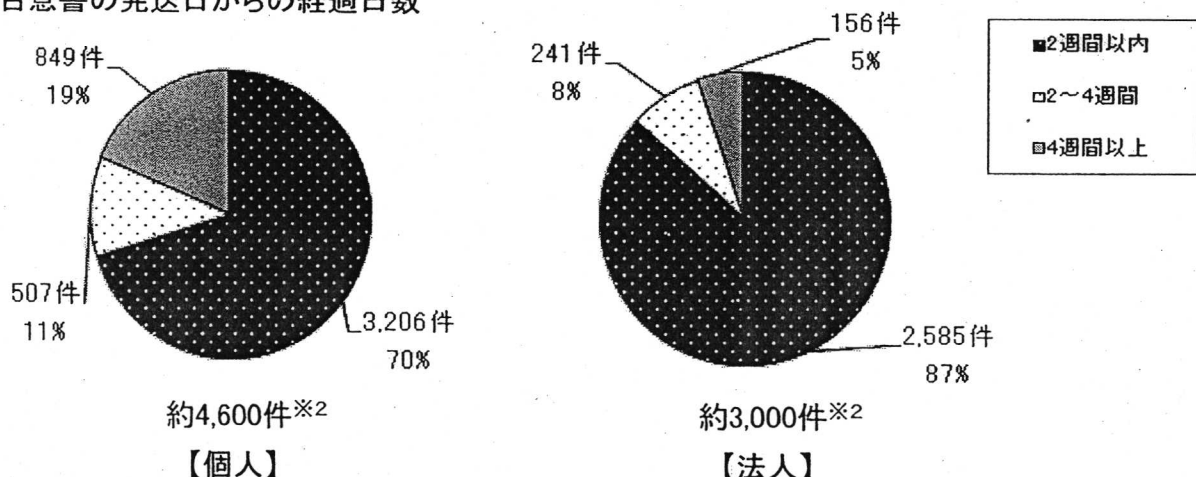
■ 合意済みの件数※1

個人:約 51,100件(合意書送付日からの平均返送日数:約9日)

法人:約 27,700件(合意書送付日からの平均返送日数:約8日)

【返送待ちの合意書の状況】

○合意書の発送日からの経過日数



※1 支払済みの件数+支払手続き移行中の件数

※2 仮払補償金の充当等により、支払予定額が0円のもの(個人約2,200件、法人約100件)を除く

4. 賠償金の支払実績(3/19現在)

(件、億円)

	請求書受領件数	本賠償支払件数	総支払額※1
個人※2	78,053	41,371	1,611
法人・個人事業主※2	38,877	26,350	1,526
団体	—	150	1,281
その他※3	—	1	250
小計	116,930	67,872	4,669
個人(自主的避難等)	230,716	2,845	13
合計	347,646	70,717	4,682

※1 仮払補償金+本賠償支払額

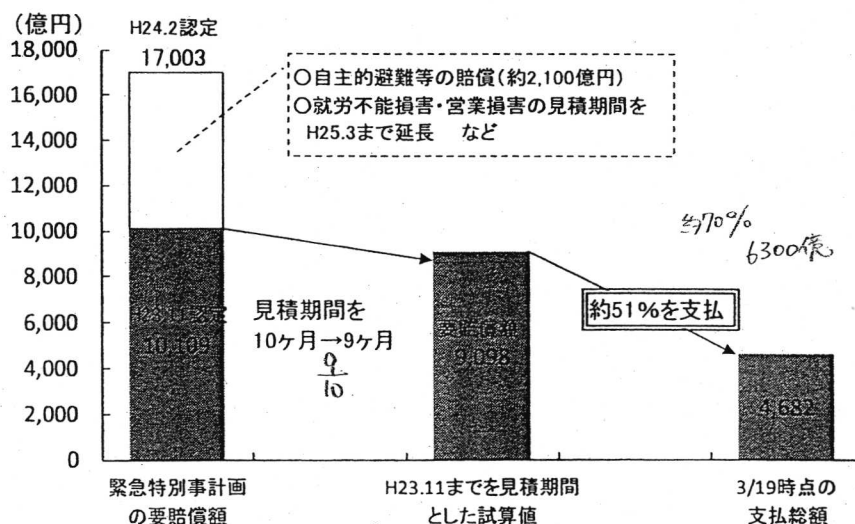
※2 車両賠償は個人で59件(約0.4億円)、法人で2件(約1百万円)

※3 1/19の福島県民健康管理基金への拠出

5. 賠償金の支払状況(3/19現在)

■ 緊急特別事業計画(H23.11認定)では、H23.12までの期間(10ヶ月)を対象に10,109億円を要賠償額として計上。現在の支払済金額に対応する、H23.11までの9ヶ月間(第1・2回の本賠償対象期間)を対象とする要賠償額を試算すると約9,098億円。なお、要賠償額は、当社賠償基準及び対象者全ての請求を前提としており、実際のご被害者の避難実態やご請求内容とは相違する場合があること、現時点で、個人で約3割の方が本賠償未請求であること等に留意が必要。

■ 3/19時点の本賠償支払額と仮払補償金あわせた支払総額は約4,682億円であり、試算した要賠償額9,098億円に対し、約51%が支払済み。



5.参考

■ 個人の方からのご請求について(3月19日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 481件
- 既にお支払いしている仮払補償金が本賠償合意額を上回る場合に、仮払金の精算方法等についてご要望を承り、お支払いした件数 ⇒ 23件

■ 法人及び個人事業主の方からのご請求について(3月19日現在)

- ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 95件
- 第1回、2回の本賠償をお支払い済みの方に、ご要望に応じ、第3回に対する概算払いによるお支払いの実績 ⇒ 24件

原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について

平成24年3月23日

原子力損害賠償紛争解決センター

1. 申立件数：1,427件

(うち、9月38件、10月80件、11月143件、12月260件、
1月248件、2月355件、3月303件(3月22日現在))

個人／事業者の別	申立ての割合	申立ての概要(主な論点)
個人	約8割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神的損害の額の算定について ○ 自主避難に対する賠償について ○ 就労不能に対する賠償額の算定について ○ 財物(土地・建物・家財道具等)の価値喪失等について ○ 自主除染に対する賠償について
事業者	約2割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風評被害について ○ 営業損害の額の算定について ○ 事業用の財物の価値喪失等について

2. パネル協議開催回数：延べ1,315件

(センターで受けた申立てについて担当調査官による分析を経て、仲介委員が和解の方針を協議する会議)

3. 口頭審理開催回数：延べ428件

うち、東京事務所 330件

福島事務所 66件

いわき市24件、南相馬市5件、山形県米沢市1件、
静岡市2件

(申立人らと仲介委員との面談)

4. 和解成立数：32件

うち、全部和解24件、一部和解6件、仮払和解2件

5. 問い合わせ電話対応件数：延べ6,997件

中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況

平成23年3月23日
東京電力株式会社

1. 自主的避難等に係る損害の対象区域外地域に対する賠償について
本年3月22日に当社から白河地方・会津地方原賠対策本部に対し賠償案を提示。現在、対策本部にて受け入れ可否を検討中。
(賠償案) 平成23年3月11日時点で県南地方に居住していた妊婦および子供に対し、同日から同年12月31日までの自主的避難に係る損害について、避難の有無にかかわらず、一人20万円を賠償。
2. 観光風評被害の対象区域外地域に対する賠償について
 - (1) 千葉県
 - ①現状
本年1月10日より、太平洋沿岸の16市町村(銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里町、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市)の観光業者に対して、中間指針対象区域内の基準で賠償を開始。
 - ②交渉の進捗状況
太平洋沿岸の16市町村以外の地域については、本年1月31日から同年2月21日にかけて、各市町村にヒアリングを実施し、併せて、観光入込客または売上の減少を証する資料およびその減少が原子力発電所事故による影響であることを証するための資料を受領。
現在、ヒアリング結果及び受領した資料を基に検討を実施中にあり、今週中を目途に結果を回答する予定。
 - (2) 東北5県(青森・岩手・秋田・宮城・山形)
 - ①現状
本年2月16日より、山形県米沢市の観光業者に対して、昨年3月11日から同年5月31日までの原子力損害に限り賠償を開始。
 - ②交渉の進捗状況
山形県のその他地域については継続協議中。また、山形県以外についても東北5県が連携した旅館組合の協議会と協議を実施中。
3. 上記以外に団体と協議中の案件について
現時点で、農林水産業の風評に関する18件、観光業の風評被害に関する15件、サービス業の風評被害に関する7件等について、団体からの申し出を受け、協議を実施中。

以上

「ご相談者からのご要望等」を踏まえた課題について

(東電に対して対応方針について検討を求め、ワーキンググループで協議中の事項)

平成 24 年 3 月
原子力損害賠償支援機構

1 個別事情を踏まえた東電基準の早期策定と見直し

(1) 精神的損害

- ・ ペットを亡くしたことによる精神的苦痛等

(2) 生活費増加分

① 家具、家電製品、日用被服、生活用品等

解釈・運用を明確化する必要がある。

② 次の生活費増加分について、定額部分とは別に個別に賠償対象となり得る場合を類型化して主体的に明示することが必要である。

イ) 離散した家族が相互に訪問するための移動費用

ロ) 自家消費した野菜等の購入費用

ハ) 世帯が分かれて入居している仮設住宅等の光熱費等

ニ) 井戸水から水道利用に変更したことに伴う増加費用

ホ) 携帯電話の通信料の増加費用などの生活費増加分

(3) 財物価値の喪失・減少等

早期に賠償基準を策定・公表し、賠償を行うことが必要である。

(4) 営業損害

① 廃業した場合の営業損害の賠償を早期に行う必要がある。

② 中間指針に明記されていない地域に対する風評被害や間接被害に関する賠償請求について、主体的に東電基準を策定し、賠償を進める必要がある。

(5) 就労不能等に伴う損害

期間通算する場合の計算方法を合理的に行う必要がある。

(6) 自主的避難等

自主的避難等に係る費用が3月から開始した賠償額を超える世帯に対して、迅速かつ適切に賠償を進める必要がある。

2 個別事情を踏まえた損害賠償

(1) 避難中に健康状態を悪化させ死亡等した親族等に関する精神的損害等

- ① より丁寧かつ迅速に対応する必要がある。
- ② 賠償額について0円とする理由書に関して、単に「お支払い対象外です」とすると、賠償保留なのか賠償拒否なのか分からないことから、改善する必要がある。

(2) 個別事情を踏まえた賠償額の算定と回答

- ① 一時立入費用、避難費用
- ② 領収証の合理的な認定と領収証などの証憑類がない場合の代替手段に関するご案内
- ③ 仮払補償金への賠償金の充当
 - イ) 請求者からの申立て内容に対して、より丁寧に個別事情を伺い、対応することが必要である。
 - ロ) 請求者の資金繰りが苦しい場合に、東電としてどのような対応を取っているのか、対外的に明示し相談者の予測可能性を高める必要がある。

(3) 追加請求手続きの丁寧なご案内

清算条項の撤廃に伴い、物品購入費等について追加請求が可能とされているが、その具体的な適用範囲と手続きを丁寧にご案内することが必要である。

3 減額内容及び理由のきめ細かな説明等

- (1) 体制が整い次第、減額の多寡にかかわらず、請求金額から減額する場合には、賠償の内容(算定根拠)及び減額理由について丁寧に説明することが必要である。

- (2) 昨年12月から本年2月までに合意書を送付された請求者に関しては、東電からの減額説明が必ずしも十分になされていないことから、きめ細やかな事後対応が必要である。
- (3) 請求者から求められた場合、受領した領収書等を速やかに返還する必要がある。

4 損害賠償体制の抜本強化

次の事情を踏まえると、関係部門の人員体制を抜本的に拡充する必要がある。

- (1) 請求者に対する減額の理由等の説明
- (2) 事業者団体等との協議
- (3) 財物・営業損害の損害賠償
- (4) 自主的避難者に係る実費賠償
- (5) 地方公共団体に係る損害賠償
- (6) 原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件への対応
- (7) その他

(参考)

1 個別事情を踏まえた東電基準の早期策定と見直し

(1) 精神的損害

「今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償して欲しい」、
「ペットを亡くしたことによる苦痛を賠償して欲しい」等
のご要望が多い。

(2) 生活費増加分

① 家具等

「避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい」とのご要望が多い。

- 東電社員から領収証があっても賠償できないと言われ請求しなかったが、友人は洋服や生活用品の購入費用を賠償されている、東電に確認すると、再度申し立ててくださいと言われた、との事例あり。
- 着の身着のまま避難したため、家電、布団等を購入したが、嗜好品と判断され一部減額された、との事例あり。
- 家具については3万円しか賠償されないとされた、との事例あり。
- 3人家族で2人と1人で別々に避難。避難先での家電製品購入費を請求した際、1セットだけ認められ1セットは認められなかった、との事例あり。

② 移動費用等

「離散した家族が相互に訪問するための移動費用」
「自家消費した野菜等の購入費用」
「世帯が分かれて入居している仮設住宅等の光熱費等」
「井戸水から水道利用に変更したことに伴う増加費用」
「携帯電話の通信料の増加費用」
を賠償して欲しいとのご要望が多い。

(注)「避難先(親戚・知人宅等)に支払った謝礼等を賠償して欲しい」とのご要望も多く寄せられた。こうした謝礼を賠償対象としない理由について、東電社員から「領収書がないため証拠がない」「指針に載っていない」と説明を受けている事例が多数あった。

(3) 財物価値の喪失・減少等

「所有不動産を買い上げて欲しい」

「土地の価値喪失等を賠償して欲しい」

とのご要望が多い。

(4) 営業損害

「農林水産業者」や「加工流通業者・サービス業者等」に関し、「その他の逸失利益を賠償して欲しい」との要望が多い。

- 3月については休業に伴う逸失利益を賠償するが、4月以降については廃業しているため支払えないとの回答があった、との事例あり。

(5) 就労不能等に伴う損害

「前年度に就労実績がない場合にも適切に賠償して欲しい」との要望が多い。

- 昨年1月の途中で入社したが、1ヶ月分として日割り計算して収入を算定された、との事例あり。

(6) 自主的避難等

「避難等に要した費用を賠償して欲しい」

「月40万円、8万円の賠償金額では足りない」

とのご要望が多い。

福島県から山形県・新潟県内に自主的避難された方々の賠償要望をみると、避難費用や精神的苦痛以外にも就労不能等に伴う損害、営業損害など多岐にわたっている。

2 個別事情を踏まえた損害賠償

(1) 避難中に健康を悪化させ死亡等した親族等に関する精神的損害等

「避難等」を余儀なくされたために健康状態が悪化し、それが原因で死亡されたご家族がおられる場合、東電書式ではその請求内容を物品購入費用や移動費用などと同じ「Z その他」の欄(2~3行)への記入を求めている。こうした対応に対する不満が多い。

(2) 個別事情を踏まえた賠償額の算定と回答

① 一時立入費用、避難費用

「実際の回数分だけ一時立ち入り費用を賠償して欲しい」との要望が多い。

- 避難に際し3人の子どもの居宅などに移り住み、計19回移動したが、移動費用は10回分しか認められなかった、との事例あり。

② 領収書の認定と領収証などの証憑類がない場合の代替証明手段に関する
ご案内

「領収証がないが、賠償請求したい」

「証明書類がなく、賠償請求を諦めている」

との要望等が多い。

- 宅急便の領収書に業者の領収印がないため認められなかった、との事例あり。
- ベッド、礼服の購入費用に関して、領収証がなかったので写真を送付したが賠償されなかった、との事例あり。
- 避難中の通院費用に関して、病院からの証明書の取得費用が高い、領収書などの簡易な証明にして欲しい、との事例あり。
- 就労不能損害で、会社の領収書は認められたが、個人労賃契約の領収書は否認された、との事例あり。

③ 仮払い補償金への賠償金の充当

「年金生活者のため、賠償金額から仮払金が差し引かれるのが不安」

「東電が合意書で示す賠償金額に納得がいかないが、生活が苦しいのでやむなく合意書に署名している」

とのご懸念が多く寄せられている。

- 仮払金と相殺し支払額が0円との回答に納得がいかない、との事例が多数あり。

(3) 追加請求手続きの丁寧なご案内

- 請求内容で何が該当しないのか詳細をきちんと説明して欲しい。1回目で支払保留になっているものがあるが、後で請求するにも領収書を提出したので請求できない、との事例あり。
- 1回目で提出しなかった領収書が手元にある。2回目で請求したいがどうすればよいか知りたい、との事例あり。

3 減額内容及び理由のきめ細かな説明等

(1)及び(2) 減額内容及び理由のきめ細やかな説明

「東電から送付されてきた合意書記載の賠償金額が請求額から減額されているが、どの費用がどのような理由で減額されているか分からない」との不満が多い。

- 特に医療費(通院費用等)、就労不能、避難費用(物品購入費等)で減額理由が分からない、との事例が多数ある。
- 子どもの移動費用について第1回請求の相談では対象になると言われ請求したが合意書では削除。理由は説明できない、2回目の請求に請求してくださいと言われた、との事例あり。

(3) 領収書等の速やかな返還

- 東電に提出した領収書等の速やかな返還を求める事例多数あり。

以上

中間指針で類型化されていない損害に対する賠償に関する対応方針について
(たたき台)

平成23年3月
資源エネルギー庁

1. 現状認識

- (1) 現在、中間指針で類型化された定型的な損害に係る賠償については、ほぼ円滑な対応が可能となり、必要なリソースも安定化してきている。
- (2) また、中間指針で明示されていない損害のうち、定型的な損害に準じて、一定の範囲、対象者を拡大するもの（例えば、指針に明示されていない千葉県外房における観光業者等）についても、団体協議等を通じ、事例が蓄積しつつある。
- (3) 一方、損害が一時的であったり、損害に他の要因が多く含まれ、全体として、相当因果関係が薄く、定型的な損害に準じて、損害として認識することが困難な損害については、請求者あるいは関連団体等との調整による類型化が進んでいない状況が見られる。
- (4) こうした問題への迅速・適格な対応が、被災者の立場に立った親身・親切的な賠償の実現に実施するため不可欠であり、特に強化が必要な分野となっている。

2. 今後の方向性

被害の類型化は、被害者の円滑な救済のための有効な手段であるが、対象が、次第に小規模なまとまり、あるいは、要因が単一でない等の損害について、きめ細かく範囲を画定し、適切な賠償水準を提示していくことが求められる。そのため、下記のような方法を適用し、あるいは組み合わせることにより、より柔軟かつきめ細かな対応を進めていくべき。

- (1) 指針の類型化の考え方が適用できる場合には、その準用
- (2) 賠償金額・比率を調整することによる賠償対象の認定の柔軟化
- (3) 多様な原因による被害がある場合、原子力損害との関係がより深い項目を抽出することによる賠償対象の認定の柔軟化

以上

【参考】

○中間指針（昨年8月5日策定）（抄）

第1 中間指針の位置付け

1～3 略

4 なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

○中間指針第二次追補（3月16日策定）（抄）

第1 はじめに

1 略

2 基本的な考え方

（冒頭略）なお、中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

○緊急特別事業計画（2月3日改定）（抄）

2. 原子力損害の賠償

（1）原子力損害の状況

②原子力損害の様態

（冒頭略）その他、中間指針や紛争審査会が今後策定する指針の対象とならないものの、今回の事故との間に相当因果関係を有する原子力損害は存在し得る。東電は、これらの原子力損害についても、真摯に対応し、適切な損害賠償の措置を講じていく。

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による 原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補 (政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」の概要

(平成24年3月16日原子力損害賠償紛争審査会)

中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し、今後の検討事項とされていたこと等について、避難区域の見直し等も踏まえ、現時点で可能な範囲で考え方を示す。

1. 避難区域見直し後の避難費用及び精神的損害(区域見直しまでは中間指針を延長)

- (1) 避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けない。
- (2) 避難費用は、これまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費。
- (3) 精神的損害額(慰謝料)の目安は次のとおり。
 - ① 避難指示解除準備区域 = 月額一人 10 万円
 - ② 居住制限区域 = 月額一人 10 万円、2年分を一括し 240 万円も可
 - ③ 帰還困難区域 = 一括して一人 600 万円[※]

※避難の長期化等個別具体的事情により上回る額が認められ得る。
- (4) 解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

2. 旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害

- (1) 事故1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、本年8月末までを目安(医療・福祉体制、学校の状況等個別の事情に応じて柔軟に判断)とし、事故1年後以降はどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
- (3) 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象。

3. 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害

- (1) 1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、解除後3ヶ月を当面の目安とし、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

4. 不動産の価値の喪失又は減少等について

「中間指針」では、「財物につき、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な追加費用(修理、除染費用等)は賠償すべき損害と認められる。」としている。

- (1)「帰還困難区域」の不動産は、価値減少率を100%(全損)と推認。
- (2)「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認。
- (3)居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価。

5. 営業損害・就労不能等に伴う損害

「中間指針」では、「従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日が終期であるが、移転や転業、転職や臨時の就労等の可能性があること等を考慮する。」としている。また、「給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額」としている。

- (1)当面は終期を示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断。
- (2)転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合、その収入は損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

6. 自主的避難等に係る損害

「中間指針第一次追補」では、自主的避難等に係る損害について、平成23年12月末までは、市町村を単位とした対象区域内の住民全員に一律の損害を認めている。

本年1月以降、区域の設定は行わず、子供及び妊婦について個別の事例・類型毎に判断。(平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有しているか否かを基準とする。)

7. 除染等に係る損害

- (1)除染等に関する特別措置法の運用にかかわらず、必要かつ合理的な除染等に伴い必然的に生じた損害は、財物損壊・営業損害も含めて賠償の対象。
- (2)住民の放射線被曝の不安等を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象。

8. 東電の対応

指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、個別の損害内容に応じて、全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等の合理的かつ柔軟な対応が必要。